

東北文教大学・東北文教大学短期大学部

入学資格審査について

【入学資格審査】

学校教育法施行規則第 150 条第 7 号の規定により、本学の入学資格の認定を受ける者に対し、個別の入学資格審査を実施します。この審査で入学資格を認定された場合は、本学への出願が認められます。(留学生別科の出願資格である「学校教育 12 年の課程を修了した者(修了見込みを含む)と同等以上の学力が認められる者」の審査も同様に行います。)

【入学資格審査の対象者】

大学入学資格を有しない者で、選抜実施年度の 3 月 31 日までに 18 歳に達する者。

参考:[大学入学資格について:文部科学省](#)

【入学資格審査の方法】

入学資格審査は、提出された申請書類の審査により行います。(必要に応じて、面接を行う場合があります。)申請者の学習歴および取得した資格や社会での実務経験等の実績、必要に応じて行う面接を総合的に判断し、高等学校卒業と同等以上の学力があるかどうかを審査します。

【申請書類】

(1)入学資格審査申請書(本学所定の様式)

(2)学習歴等を確認できる書類

- ・外国人学校で修業年限12年の課程若しくはその他の教育施設の卒業・修了(見込)証明書及び成績証明書の原本
- ・高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることを示す免許、資格、学習歴等に関する証明書のコピー ※日本語以外で書かれた書類には、日本語訳文を添付してください。

(3)返信用封筒(長形3号=縦 23.5 cm×横 12 cm)に本人の郵便番号・住所・氏名を記入し
760 円分(110 円+速達簡易書留 650 円)の切手を貼付したもの

【申請期限および申請書類の提出先】

申請期限:出願を希望する選抜の出願開始日の 30 日前までに申請書類を提出してください。

郵送する際は、必ず簡易書留郵便とし封筒表面に「入学資格審査申請書在中」と朱書きしてください。

提出先:〒990-2316 山形県山形市片谷地515 東北文教大学入試広報センター

【審査の結果】

入学資格が認定された方には、「東北文教大学・東北文教大学短期大学部入学資格認定証明書」を交付します。交付を受けた方は、本学の入学者選抜に出願することができます。本学の入学者選抜への出願に際しては、出願書類に入学資格認定証明書の写しを添えて、提出してください。

※入学資格認定証明書は、発行された年度の選抜にのみ有効です。

【問い合わせ先】 東北文教大学入試広報センター

〒990-2316 山形県山形市片谷地515 TEL:023-688-2296